



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年1月18日

準備書面(19)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島



目 次

第1章 はじめに	4
第2章 原告ら第44準備書面への反論	4
第1 はじめに	4
第2 原子力発電の必要性	5
1 エネルギーの安定供給性	5
(1) 安定供給とは	5
(2) 大規模な停電が発生しなかったからといって電力供給に余裕があったとはいえないこと	6
(3) 被告の電力需給状況	7
(4) 安定供給のためのエネルギー・ミックス	10
2 地球温暖化問題への対応	13
3 経済性及び価格安定性	14
第3 原告らの主張への反論	17
1 「2 供給安定性」について	17
(1) 原告らの主張	17
(2) 被告の反論	17
2 「3 環境性」について	22
(1) 原告らの主張	22
(2) 被告の反論	22
3 「4 経済性」について	23
(1) 原告らの主張	23
(2) 被告の反論	24
第3章 原告ら第8準備書面、第11準備書面及び第45準備書面 への反論	28

第1 原告らの主張	28
第2 被告の反論	29
1 原子力発電所の民事差止訴訟における「社会通念」	29
2 本件原子力発電所は福島第一原子力発電所事故を踏まえさらなる高度の安全性を確保していること	32
3 「社会通念」に関する原告らの主張は理由がないこと	34
4 小括	36
第4章 原告ら第31準備書面への反論	36
第1 原告らの主張	36
第2 被告の反論	36
第5章 原告ら第32準備書面への反論	37
第1 原告らの主張	37
第2 被告の反論	37
第6章 本件原子力発電所の最新の状況等を踏まえた主張	38
第1 本件原子力発電所の最新の状況	39
1 安全性向上工事計画の変更	39
2 原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の状況	40
3 小括	42
第2 本件原子力発電所の状況と本件訴訟との関係	43
別 紙	46

被告は、本準備書面において、原告らの平成25年3月1日付け第8準備書面、平成25年5月22日付け第11準備書面、平成27年2月27日付け第31準備書面、同日付け第32準備書面、平成27年7月22日付け第44準備書面及び平成27年7月24日付け第45準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1章 はじめに

本準備書面においては、これまでの主張や反論（平成25年9月24日付け準備書面(3)、平成26年12月9日付け準備書面(13)等）の内容を補充し、被告が反論していない原告ら準備書面のうち、第8準備書面（世論と「社会通念」の動向）、第11準備書面（原発に求められる安全性）、第31準備書面（原子力ムラからの脱却の失敗）、第32準備書面（新規制基準と原発に求められる安全性）、第44準備書面（原発の不要性）及び第45準備書面（世論と「社会通念」の動向その2）に対し、必要な範囲で反論する（後記第2章ないし第5章）。

加えて、本件原子力発電所の運転再開に関連する最新の状況と本件訴訟との関係について述べる（後記第6章）。

第2章 原告ら第44準備書面への反論

第1 はじめに

本件原子力発電所の必要性については、答弁書第3章第5（130ないし133頁）において、エネルギーの安定供給性、経済性及び価格安定性、地球温暖化問題への対応等を述べたとおりである。

これに対し、原告らは平成25年3月1日付け第6準備書面（志

賀原発の不要性)において、本件原子力発電所の必要性について縷々主張しているが、被告は準備書面(3)において、一般電気事業者として被告が負う電力供給義務、供給予備率（適正予備率）の考え方、被告の保有する供給力等について述べ、原告ら第6準備書面における主張に理由がないこと及び本件原子力発電所の必要性を明らかにしている。

しかるに、原告らは第44準備書面（原発の不要性）において、我が国全体における原子力発電の不要性を縷々主張するようである。

そこで、被告は、後記第2において、我が国における原子力発電の必要性を明らかにした上で、後記第3において、原告ら第44準備書面への反論を行う。

第2 原子力発電の必要性

1 エネルギーの安定供給

(1) 安定供給とは

そもそも、電気は、社会インフラを支える基盤であり、国民生活、経済活動に欠かすことのできないものであって、「多様なエネルギー源を転換して生産することが可能であり、利便性も高いことから、今後も電化率は上がっていくと考えられ、二次エネルギー構造において、引き続き中心的な役割を果たしていくこととなる。」（乙B68の13頁）とされているとおり、今後も重要な役目を果たすものである（石炭、石油、天然ガス等、自然から採取されたままの物質を源としたエネルギーを一次エネルギーといい、電気、ガソリン、都市ガス等、一次エネルギーを変換、加工したものを二次エネルギーという。）。

そして、電気は、大量に貯めておくことが難しいという性質を有するため、電気事業法に基づき電力供給義務が課せられ

ている電力会社としては、時々刻々と変動する電力需要に応じて、常に発電出力を調整し、需要と供給とのバランスをとる必要がある。

この点、「我が国の電力供給体制は、独仏のような欧州の国々等のように系統が連系し、国内での供給不安時に他国から電力を融通することはできず、米国のように広大な領域の下で、複数の州間に送配電網が整備されている状況にもない。」（乙B 68の13頁）ため、「電源と系統が全国大でバランスのとれた形で整備・確保され、広域的・効率的に利活用できる体制を確保していくことが不可欠である。」（同）と指摘されているとおり、我が国においては、被告を含む各電力会社において、需要に応じた安定的な供給を維持することが求められており、そのため、各電力会社において、安定したベースロード電源たる原子力発電を保持することが求められている。

(2) 大規模な停電が発生しなかったからといって電力供給に余裕があったとはいえないこと

東北地方太平洋沖地震後の我が国においては、平成23年に東京電力管内で実施された計画停電等の例外を除き、大規模な停電は発生していないが、これは電力供給に余裕があったことを意味するものではない。

被告を含む各電力会社は、東北地方太平洋沖地震後、原子力発電所が停止していることによる全国的な電力需給ひっ迫を踏まえ、一貫して、お客様に節電へのご協力を要請しているところであり、また、政府も、被告の供給区域内のお客さまに対し節電要請を示している（乙B14、乙B69）のであって、原告らが主張するように電力供給に余裕があるとはいえない。

このような節電要請は、大規模な停電を防ぐ上で大きな意味を持つ一方で、国民生活や経済活動へ少なからず負の影響を及ぼすものであることは明らかである（乙B16）。

この点、東北地方太平洋沖地震後の我が国においては、発電電力量の内、火力発電が極めて高い割合を占めているが、火力発電については定期点検の時期変更や、長期間停止していた発電所の再稼働等、いわば緊急避難的な稼働状況が続いている。そのため、火力発電所の老朽化が進行し、予期せぬ不具合の発生等による火力発電所の計画外停止の件数が増加しており、安定供給への潜在的リスクが高まっている（乙B68の22頁、23頁）。

よって、結果的に大規模な停電が発生しなかったからといって、電力供給に余裕があったと速断することはできず、電力需給の実情は厳しいものである。

(3) 被告の電力需給状況

東北地方太平洋沖地震後の我が国において、電力供給に余裕がないことは、前記(2)で述べたとおりであるが、被告においても供給力に余裕がないことを示すため、平成25年度冬季ないし平成27年度夏季の被告の電力需給実績及び平成27年度冬季の電力需給見通しを以下に述べる（なお、平成24年度及び平成25年度夏季の需給実績については、準備書面(3)第2章第3の2で述べたとおりである。）。

ア 平成25年度冬季の需給実績

平成25年度冬季の最大電力発生日は、平成26年2月5日であり、最大電力516万キロワットに対し、その時点の供給力は564万キロワットであり、供給予備力は4

8万キロワット、供給予備率は9.2パーセントであった。

また、供給予備率の最も低かった日は、8.1パーセントの同年1月16日であった（乙A66）。

イ 平成26年度夏季の需給実績

平成26年度夏季の最大電力発生日は、平成26年8月1日であり、最大電力518万キロワットに対し、その時点の供給力は572万キロワットであり、供給予備力は54万キロワット、供給予備率は10.4パーセントであった。また、供給予備率の最も低かった日は、6.7パーセントの同年7月25日であった（乙A67）。

ウ 平成26年度冬季の需給実績

平成26年度冬季の最大電力発生日は、平成26年12月17日であり、最大電力526万キロワットに対し、その時点の供給力は561万キロワットであり、供給予備力は35万キロワット、供給予備率は6.6パーセントであった。また、供給予備率の最も低かった日は、同日であった（乙A68）。

エ 平成27年度夏季の需給実績

平成27年度夏季の最大電力発生日は、平成27年8月7日であり、最大電力526万キロワットに対し、その時点の供給力は599万キロワットであり、供給予備力は73万キロワット、供給予備率は13.9パーセントであった。また、供給予備率の最も低かった日は、8.2パーセントの同年8月20日であった（乙A69）。

オ 平成27年度冬季の需給見通し

平成27年度冬季の電力需給において、供給力は、平成

28年1月は567万キロワット、同年2月は557万キロワットを見込んでいる。電力需要は気温に応じて変動するところ、平年並み気温の場合、最大電力は516万キロワットで、1月の供給予備率は10パーセント、2月の供給予備率は7.9パーセントの見通しである。一方、厳寒の場合、最大電力は529万キロワットで、1月の供給予備率は7.3パーセント、2月の供給予備率は5.3パーセントの見通しである（乙A70）。

仮に、厳寒時の2月において、大型電源（70万キロワット）がトラブル等により停止した場合は、供給予備力はマイナス42万キロワット、供給予備率がマイナス7.9パーセントになる見通しであり、需要が供給を上回る状況に陥り、たちまち需給状況がひっ迫することになる。

なお、政府から平成27年度冬季の電力需給対策として、節電への協力を要請する方針が示されたことを踏まえ、被告は、生活や経済活動に支障のない範囲での節電への協力をお客様にお願いしている（乙A71）。

力 小括

被告は、前記アないしエで述べたとおり、平成25年度冬季から平成27年度夏季にかけて、最大電力日においても安定した電気の供給を確保することができた。これは、お客様に節電にご協力いただいたことや、火力発電所等の補修点検時期を調整するなどの対策による供給力確保に努めた結果である（乙A72の13頁）。

しかし、火力発電所のトラブルや気象変動により、電力会社に求められている供給予備率（準備書面(3)第2章第2

で述べたとおり、供給予備率（適正予備率）は、通常7ないし8パーセント以上を確保しておくことが望ましいとされている。乙B11の29頁）を下回る現状があり、仮に大型電源（70万キロワット）が1基でもトラブル等により停止した場合には供給予備力がマイナスとなり、たちまち需給状況がひっ迫することとなることから、被告の電力供給に余裕がないことは明らかである。

(4) 安定供給のためのエネルギー・ミックス

前記(2)及び(3)において、我が国及び被告の電力需給が厳しい状況であることを述べたが、その解決策として、バランスのとれた電源構成であるエネルギー・ミックスの実現が求められている（乙B70の13ないし16頁）。

この点、昭和48年に発生した第1次オイルショック当時の我が国においては、石油火力発電が発電電力量の7割以上を占めていたため、第4次中東戦争の勃発に起因する石油輸入のひっ迫により、電気使用制限等規則（昭和49年通商産業省令第2号。平成23年経済産業省令第28号により全部改正。）を制定するなど、電力需給が極めて厳しい状況に陥った。東北地方太平洋沖地震後の我が国においては、火力発電が極めて高い割合を占めているが、我が国が火力発電の燃料となる化石燃料（石炭、石油、天然ガス等）をいずれも輸入に頼っていることは第1次オイルショック当時と変わるものではなく、発電用・燃料用等の一次エネルギーの自給率は、O E C D（経済協力開発機構）加盟国34ヶ国の中で、ルクセンブルクに次ぎ2番目に低い水準である（乙B71の6頁参考1）。石油についていえば、近年、我が國の中東依存度は上昇しており、現在で

は約90パーセントに達しているところ、中国等のアジア諸国における石油の中東依存も高まっているため、アジアの石油市場が混乱すれば、非常に深刻な供給不安を引き起こす可能性があると指摘されている（乙B72の34頁）。また、政府も「中東地域が不安定化すると、日本のエネルギー供給構造は直接かつ甚大な影響を受ける可能性がある」（乙B73の9頁）としているところである。そして、これらの現状を踏まえ、政府は、一次エネルギーの自給率について、原子力及び再生可能エネルギーにより東北地方太平洋沖地震以前を更に上回る概ね25パーセント程度まで改善することを目指しており（乙B74の3頁），太陽光や風力といった再生可能エネルギーや、準国産エネルギーとされている原子力、排他的経済水域に眠るメタンハイドレートがエネルギー自給率の改善の実現に向けて重要であるとされている（乙B73の18頁）。そして、経済産業省は、2030年度における、発電電力量の44パーセント以上を再生可能エネルギーと原子力で担う方針を明らかにしている（乙B75の4頁）。このように、資源の乏しい我が国が変動する国際情勢に対応していくためには、一次エネルギーの多様化が極めて重要な国家的課題となっている。

この点、福島第一原子力発電所事故が発生するまでは、我が国の電源構成は原子力、石炭火力、天然ガス火力等を組み合わせたバランスのよい構成であったとされているが（乙B76の56ないし75頁），同事故発生後は、原子力発電所の停止に伴う電力供給不足を補うため、運転開始から長期間経過した発電所を含む火力発電所が高稼働を続け、その結果として、燃料費の増加や二酸化炭素排出量の増加等の問題に直面している。

この現状認識に基づき、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、S（安全性）+3E（エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）の重要性を明らかにしており、特定の電源や燃料に過度に依存しない、バランスのとれたエネルギーミックスの実現が目指されている（乙B73の15ないし18頁）。

同様に、一般社団法人日本経済団体連合会や日本商工会議所等も、経済成長の前提条件として、S+3Eの観点で、実効性のあるエネルギーミックスを進めていく必要性を認め、原子力発電を極めて重要な電源としている（乙B77、乙B78）。

したがって、電源構成は、特定の電源や燃料への依存度が過度に高まらないようにしつつ、低廉で安定的なベースロード電源を国際的にも遜色のない水準で確保すること、安定供給に必要な予備力、調整力を堅持すること及び環境への適合を図ることが重要であり、バランスのとれた電源構成を実現する必要がある（乙B68の14頁）。

この点、原子力発電は、地政学的リスクが低く燃料が安定して供給されること、発電コストにおいて燃料費の占める割合が小さく運転コストが安定していること、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しないこと等の特長を有しており（乙B68の4頁）、ベースロード電源として、エネルギーミックスの実現に向け、重要な役割を果たすことが期待されている。

付言すると、米国においては、原子力発電所の平均設備使用率は97.4パーセントであり、ここ6年間で最高となっており、大寒波時に石炭火力やガス火力の発電所が停止する中、原子力発電は出力を下げずに運転することができたこともあり、

原子力発電が電力の安定供給に大きな役割を果たしている現状がある（乙B79）。

2 地球温暖化問題への対応

我が国の平成25年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、1224百万トンになり、過去最高となっている。東北地方太平洋沖地震前と比べると、原子力発電所の代替のための火力焚き増しにより、平成22年度より110百万トンも増加している（乙B68の29頁）。

世界全体でみると、二酸化炭素に代表される温室効果ガス排出量は、昭和35年から平成22年の間にかけて増え続け、年平均2.2パーセントで増えている現状があり、平成26年の温室効果ガスの年平均濃度は、観測史上最も高くなっている、かかる大量の温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、今や世界共通の課題であるといえる（乙B80の1頁、乙B81）。

したがって、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出量の減少が我が国においても世界各国と同様に求められている課題であるところ、平成24年時点の全世界に占める我が国のエネルギー起源二酸化炭素排出量シェアは3.9パーセントである（乙B80の5頁。図は原告ら第44準備書面図表6と同一）。この点、原告らは、中国とインドの排出量が目立って多い旨主張するが（原告ら第44準備書面9頁）、両国は世界的にも人口の多い国であるため温室効果ガスの排出量が多くなることは当然であり、一方、一人当たりの温室効果ガス排出量は、日本がこれらの国々を上回っていることから（乙B80の4頁）、我が国が今後も二酸化炭素排出量を減らしていくかなくてはならないことに変わりはない。

かかる現状を踏まえて、我が国は国際社会の一員として、二酸化炭素排出量の削減に努めなくてはならず、そのためには、特にエネルギー起源の排出量を削減しなければならないところ、原告らの認めるように、我が国における火力発電所の発電効率は世界トップ水準であるとされていることから（原告ら第44準備書面9頁、乙B82の12、13頁），より一層の削減に寄与するためには、火力発電所の稼働そのものを減らすほかなく、その代わりのベースロード電源が求められている。この点、原子力発電が発電時に二酸化炭素を排出しないことから環境性に優れた電源であるといえることは、答弁書131、132頁で述べたとおりであり、このことは、原告らも、「電源別の個別CO₂の排出比較では、原子力が化石燃料より低いことは事実である。」（原告ら第44準備書面8頁）として認めているところである（乙B70の14頁）。

この点、IAEAは、平成27年10月20日、「気候変動と原子力発電」と題する年次報告書（2015年度版）を公表し、現代において最大の環境問題である気候変動に対し、原子力発電が大きく貢献しているという事実を明らかにしている。そして、「原子力は主要な低炭素電源の1つとして今日利用可能なエネルギー源であり、多くの国が『信頼できるエネルギーの供給保証と温室効果ガスの排出削減という双子の課題解決の一助となる』と確信している。」（乙B83）とされており、国際的にも環境面での原子力発電の優位性が認められている。

3 経済性及び価格安定性

エネルギー・環境会議コスト等検討小委員会が平成23年12月19日に取りまとめたコスト等検証委員会報告書（乙B17）

においては、バックエンド費用や事故リスクへの対応費用につき、それぞれ複数のケースを示して試算が行われており（乙B17の37ないし40、41ないし47頁），平成27年5月に取りまとめられた、長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告（乙B84）においても、これらの費用を含めても原子力発電が十分に低コストであることが明らかにされている（乙B70の15頁）。この点、IEA（国際エネルギー機関）とOEC・原子力機関が平成27年8月31日に公表した「発電コスト予測2015年版」においても、原子力発電は他のベースロード電源と比較して競争力があるとの分析結果が示されている（乙B85）。

このように、原子力発電が低コストで安定的に電力を供給することができるることは、我が国の経済活動に大きく関わってくるところであり、一例として、近畿2府5県の商工会議所で組織する近畿商工会議所連合会は、関西電力大飯発電所の運転停止に際し、「電力の安定供給と電気料金再値上げ抑止に関する緊急要望」（乙B86）を取りまとめ、「長期にわたり、安価・安定的な電力確保の見通しが立たない異常な状況が続く中、国民生活や企業とりわけ中小企業の活動は深刻なダメージを被っている。（略）電力の安定供給は、わが国経済が長年のデフレから確実に脱却し、力強い再成長に踏み出すための大前提である。（略）電力の安定供給と料金抑制のためには、安全が確認された原子力発電所の順次速やかな再稼働が不可欠である。」（同1頁）と指摘している。

この点、多くの経済団体や商工会議所連合会等が同様に、低廉で安定した電力の供給を求め、原子力発電所の再稼働に関する要望を関係機関に対し行っている。例えば、平成26年5月28日、

日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会は、「エネルギー問題に関する緊急提言」(乙B87)を公表し、「現下の最重要・最優先課題は、低廉・安定的な電力供給の早期回復である。」、「安全が確認された原子力発電の再稼働プロセスを加速すべきである。」等の見解を明らかにしている。また、平成26年5月27日、一般社団法人新金属協会ほか10団体は、「電力多消費産業の事業存続のための緊急要望」(乙B88)を経済産業大臣に提出し、「新たに策定された規制基準に基づき、安全が確認された設備については、再稼働を進めていくことが必要であると考えます。」等の見解を明らかにしている。さらに、各地方の経済団体等も、政策提言や要望において、原子力発電が必要であるとの認識を明らかにしている(乙B89ないし91)。

また、一般財団法人日本エネルギー経済研究所は、平成27年7月10日に「2016年度までの日本の経済・エネルギー需給見通し」(乙B92)を公表し、原子力規制委員会に新規制基準適合性審査を申請した原子力発電所の再稼働状況に応じた四つのケースで経済への影響を評価している。同研究所の試算結果によると、原子力発電所が順次再稼働することにより、化石燃料輸入総額の減少、発電コストの低下、エネルギー自給率の改善、二酸化炭素排出量の減少、そして、実質国内総生産(GDP)を押し上げる効果があると評価されている。また、「東日本大震災以降、発電用化石燃料輸入増に伴う貿易収支の悪化、エネルギー自給率の低下、CO₂排出量増大などの課題が顕在化している。国際エネルギー価格が一時より低下した現在でも、原子力発電所が3Eの改善に対して果たす役割は非常に大きい。」(乙B92の1頁)として、原子力発電の経済性を認めている。

このように、我が国においては、原子力発電の経済性が広く認められている現状がある。

さらに、ドイツにおいては、原子力発電の段階的廃止及び再生可能エネルギーの優遇政策により、特に一般家庭の経済的負担が増加している（乙B93の79ないし100頁）ことも、原子力発電の経済性を示している。

第3 原告らの主張への反論

1 「2 供給安定性」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①原子力発電所が稼働しなくとも電力供給に余力があったことは公知の事実となっており、我が国の火力発電設備は十分な余力を有してきた、②シェールガスやシェールオイルの採掘が北米で進み、化石燃料の供給懸念は世界的に消失した、③核燃料サイクルの稼働の目途は立っていないとして、供給安定性において、原子力発電は火力発電に比べ、その相対優位性は消失したと主張する（原告ら第44準備書面4ないし7頁）。

(2) 被告の反論

原子力発電の供給安定性については、答弁書130、131頁及び前記第2の1において述べたとおりである。

この点、エネルギー基本計画においても、原子力発電は「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国产エネルギー源として、優れた安定供給性と効率を有しております」とされ（乙B73の21頁），その優位性が明らかにされている。すなわち、中東依存度の高い化石燃料の我が国における

る備蓄は、石油約170日分、石炭約30日分となっており、備蓄困難なLNG（液化天然ガス）は約14日分である一方、準国産エネルギーとされている原子力は約2.7年分であり（乙B68の21頁），供給途絶のリスクの点からも、原子力発電は火力発電に比べて供給安定性があるといえる。

よって、原子力発電が火力発電に比べ相対優位性が消失したとする原告らの主張は失当であることは明らかであるが、以下のとおり、原告らの主張はいずれも理由がないことを述べる。

ア ①について

前記第2の1(2)で述べたとおり、東北地方太平洋沖地震後の我が国においては、お客さまに節電にご協力いただくこと、運転開始から長期間経過した火力発電所を再稼働させること等により、辛うじて大規模停電を回避してきたのが実情であり（乙B94の25ないし32頁、乙B95の35ないし42、80ないし85頁），電力供給に余裕があったとはいえない。

つまり、原子力発電所の停止期間中に、電力需給に大きな支障を来たすような状況が起きていないのは、お客さまに節電にご協力いただいていることに加え、たまたま渇水や、高需要、発電機トラブル等のリスクが同時に発生しなかつたに過ぎず、発電設備が十分な余力を有しているわけではない。

また、原子力発電の発電量を代替することによる火力発電におけるリスク等に関しては、準備書面(3)9ないし12頁において述べたとおりであり、気象変動や火力発電所のトラブル等のリスクを考慮すると、電力需給が厳しい状況

あることに変わりはない。ただ単にこれまでの供給を火力発電により賄うことができたことのみをもって、原子力発電所がなくても電力を安定供給できるとする原告らの主張は、そこに内含されるリスクを考慮していない短絡的なものといわざるをえない。

よって、電力供給に余力があったとする原告らの主張は、電力需給の実情を正しく理解しないものであり、理由がない。

イ ②について

依然として、我が国が化石燃料（石炭、石油、天然ガス等）を海外からの輸入に依存していることに変わりはなく、海外においてシェールガスやシェールオイルの採掘が進んでいるからといって、エネルギー資源の安定確保が国家的最重要課題の一つであること、それゆえ原子力発電を含め、多様な電源の確保が必要なことに変わりはない（乙B94の84ないし89頁、乙B95の65ないし68、190ないし197頁）。

原告らは、シェールガスやシェールオイルの開発により化石燃料の供給確保の安定性と価格の低位安定性が長期的に現実化してきたとも主張するが（原告ら第44準備書面7頁）、平成26年10月以降、米国の石油及びガス会社では、シェールガス等の採掘活動の減少が続いている、必ずしも供給の安定性を高めていく環境が大きく向上したとはいえない（乙B95の190ないし197頁、乙B96の16頁）。また、シェール革命による米国のエネルギー分野における自立化が、米国による中東情勢への関与を弱ま

らせ、結果として中東情勢をより不安定化させる可能性があるとの指摘もあり（乙B73の12頁）、シェールガスやシェールオイルの採掘により化石燃料の供給安定性が強化されたとは一概にいえない。すなわち、我が国が化石燃料を海外からの輸入に依存している以上、その供給は、複雑な国際情勢に左右されるものであり、単にシェールガス等の採掘が海外の一部で開始されたことをもって化石燃料の供給懸念が消失したなどとする原告らの主張は、国際情勢の複雑さを全く理解しない短絡的主張というほかない。

なお、原告らは、コスト等検証委員会報告書（乙B17）50頁に、化石燃料の輸入を中東に依存する考え方自体が、国際エネルギー供給構造の転換を無視し、自ら供給安定性の確保とコスト削減経営への努力を放棄するようなものである旨の記述があるとするが（原告ら第44準備書面7頁）、報告書の当該頁は、シェールガスの動向がLNG価格へ与える影響を記載したものであり、原告らのいう記述は存在せず、原告らの主張は、同報告書を曲解するものである。この点、もとより被告は、化石燃料輸入におけるリスクを考慮して、原子力発電を加えたエネルギー・ミックス（前記第2の1(4)）を目指し、供給安定性の確保とコストの削減に努めており、原告らの主張は前提を誤るものである。

以上のとおり、化石燃料の供給懸念は依然消失しておらず、原告らの主張は、前提事実を誤るものであり、理由がない。

ウ ③について

日本原燃株式会社の再処理工場（青森県上北郡六ヶ所村）については、平成25年5月までにアクティブ試験を概ね完了し（乙B97の3、4頁），平成26年1月からは原子力規制委員会において新規制基準適合性審査が行われていることから、核燃料サイクルの稼働の目途が立っていないとする原告らの主張は事実に反する。

そもそも、答弁書131頁で述べたとおり、原子力発電の供給安定性においては、ウランの採掘地域が政情の安定した国々に分散していること、一度ウラン燃料を装荷すると1年以上にわたって運転を維持できることに優位性があるといえる（乙B1の9、10頁）。これに対し、核燃料サイクルは既に一度発電に使用したウラン燃料の一部を再利用してウラン及びプルトニウムのより一層の有効活用を図るものであるから（乙B1の19ないし22頁），核燃料サイクルと、被告が答弁書で述べた原子力発電の供給安定性とは次元の異なる問題である。

よって、核燃料サイクルの稼働の目途をもって原子力発電の供給安定性における相対優位性が消失したとする原告らの主張は誤りである。

付言すれば、核燃料サイクルを行っていない米国において多数の原子力発電所が稼働していることからも（乙B1の14頁、乙B70の18頁），核燃料サイクルの稼働の目途をもって原子力発電の供給安定性を述べる原告らの主張が誤りであることは明らかである。

2 「3 環境性」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①放射性廃棄物の危険性等に何ら言及せず、原子力発電の二酸化炭素排出量が小さいことだけを強調する被告の主張は不合理である、②日本の電力全体の二酸化炭素排出量をとっても地球全体の排出量の1.3パーセントに過ぎないから、日本の火力発電の技術等を外国等に提供する方が二酸化炭素の削減に貢献し得るのであり、二酸化炭素排出が少ないという原子力発電の環境性の意義はほとんどないと主張する（原告ら第44準備書面7ないし10頁）。

(2) 被告の反論

原子力発電が発電時に二酸化炭素を排出しないことから環境性に優れた電源であることは、答弁書130、131頁及び前記第2の2で述べたとおりであり、かかる事実は原告らも認めるとところである（原告ら第44準備書面8頁）。以下のとおり、原告らの主張は、原子力発電の環境性を否定するものではなく、何ら理由がない。

ア ①について

被告は、平成25年11月25日付け準備書面(5)において、本件原子力発電所の運転に起因して発生する放射性廃棄物は適切に管理ないし処分され、また、本件原子力発電所における使用済燃料の安全性は確保されていることを明らかにしており、放射性廃棄物の危険性を殊更に強調する原告らの主張は理由がない。

イ ②について

原告らは、二酸化炭素排出量に関して、我が国の火力発

電の外国への技術輸出の可能性に関して縷々述べるが、かかる主張は火力発電による二酸化炭素排出を容認し、固定化する主張に他ならない。また、我が国からの技術輸出を受け入れるか否かは相手国の判断であって、原告らの主張は仮定ないし仮想の議論に過ぎない上、そもそも、かかる事項は我が国の政策に属する事項であり、本件訴訟の論点とは関係がない。さらにいえば、我が国が技術輸出を行ったからといって、我が国自身が今後も二酸化炭素排出量削減に取り組まなければならないことに変わりはない。

また、前記第2の2で述べたように、我が国における火力発電所の発電効率は世界トップ水準であることは原告らも認めているところ（原告ら第44準備書面9頁、乙B82の12、13頁）、我が国が国際社会の一員として、国際的課題である、より一層の二酸化炭素排出量の削減に寄与するためには、火力発電所の稼働そのものを減らすほかない、その代わりのベースロード電源となり得る原子力発電の稼働が求められている。

よって、原告らの主張は理由がない。

3 「4 経済性」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①原子力発電停止後の直近2年の貿易赤字急増の最大かつ圧倒的な原因は円安であるから、火力発電による原子力発電の代替が貿易赤字急増の主因というのは事実に反しており、火力発電の焚き増しによる燃料費の増加を懸念する資源エネルギー庁の試算は不適切であり、それをもって国富の流出などとするのは論理の飛躍である、②コスト等検証委員会報告

書等各種の調査によれば、原子力発電の経済性がなくなってきたことが明らかであり、原子力発電は安全性のみならず経済性においてもその意義を喪失したと主張する（原告ら第44準備書面10ないし17頁）。

(2) 被告の反論

原子力発電の経済性については、答弁書131頁及び前記第2の3において述べたとおりであり、以下のとおり、原告らの主張は、前提となる事実を誤るものであり、理由がない。

ア ①について

我が国において、原子力発電所の停止により発電用の燃料輸入量が増大していることは事実であり（乙B98），これにより、発電用の燃料輸入額が増加しており（乙B99の5ないし9頁），我が国から国富が流出しているといえる。

よって、原告らの主張は、原子力発電の停止により火力発電の燃料輸入量や燃料輸入額が増加しているという客観的な事実を直視しないものであり、失当である。

なお、原告らは、財務省通関統計によれば、近年の我が国の貿易赤字の急増の原因は円安であり、火力発電の燃料輸入量は急増していないと主張するが（原告ら第44準備書面10，11頁），当該統計には火力発電による消費以外の要因（石油は運輸部門、化学原料、暖房用燃料等。天然ガスは都市ガス等）も含まれているため、これをもって火力発電の燃料輸入量や燃料輸入額の増減を論ずることはできない。この点、資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、ベースロード電源である原子力発電の発電電力量を火力発電で代替した場合のコスト試

算を詳細に行い、消費量、燃料価格、為替変動等を総合的に勘案し、その影響額を試算しており、火力発電の燃料輸入量や燃料輸入額を論ずるに当たっては、資源エネルギー庁の試算がより適当であるといえる。そして、当該試算によれば、火力発電の焚き増しによる燃料費の増加が実際に確認されている（乙B99）。

よって、原告らの主張は理由がない。

イ ②について

原告らは、原子力発電の経済性に関し、コスト等検証委員会報告書（乙B17）におけるモデルプラントのコスト計算を主張の根拠とするが、準備書面(3)20頁で指摘したとおり、そもそも、既に建設済の発電所のコストと、新規に運転を開始すると仮定したモデルプラントのコスト（建設費を含む。）を単純に比較することはできず、同報告書における新規のモデルプラントのコスト試算を根拠として、既設の原子力発電施設の利用における経済性が喪失したとする原告らの主張は、前提事実を誤るものであり、理由がない。

また、原告らは、コスト等検証委員会報告書は、「依然大きな不十分さも残した。」（原告ら第44準備書面14頁）と批判し、その理由として、第一に、設備利用率について、「原発を70%，火力（LNG, 石炭）を60%との想定で試算している。」（原告ら第44準備書面14頁）と主張するが、同報告書は、LNG火力発電、石炭火力発電の設備利用率をそれぞれ80パーセントとして試算を行っており（乙B17の63頁），むしろ、火力発電を原子力発電よ

り高い設備利用率として試算している（原告らも認めるとおり、設備利用率が高くなれば、発電単価は低下する。）のであるから、原告らの批判は、同報告書の誤読に基づくものである（なお、平成27年に取りまとめられた、長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告（乙B84）では、原子力発電、LNG火力発電及び石炭火力発電の設備利用率はいずれも70パーセントとして試算されている（同12、13頁）。）。

第二に、原告らは、コスト等検証委員会報告書が発電方法ごとに異なる設備利用率を想定したことについて、「設備稼働率（利用率）は、比較の際には同一に想定して行う必要がある。」（原告ら第44準備書面14頁）と主張し、「設備稼働率（利用率）」の脚注として、「原発の個別炉は稼働させれば稼働100%故に既存設備全体でどれだけ稼働しているかの意味での用語で厳密な意味で稼働率と同一ではない。」（同）と説明するが、かかる主張は、「設備利用率」、「稼働率」等の用語の意義を正しく理解せず、そもそもコスト等検証委員会報告書を正しく読解できていないことを露呈するものである（上記のとおり、同報告書では「設備利用率」が指標とされている。）。すなわち、「設備利用率」とは、「発電電力量 ÷ (認可出力 × 暦時間数) × 100 (パーセント)」の計算式により算出されたものであり、発電所が定格出力でフル稼働した場合を100パーセントとして、実際に発電した量の割合を示す。これに対し、「稼働率」とは、「稼働時間数 ÷ 暦時間数 × 100 (パーセント)」の計算式により算出されたものであり、出力の多寡に関わらず、

発電した時間の割合を示す（電気事業連合会統計委員会編「電気事業便覧」参照）。つまり、原子力発電のように、定格出力で運転することを基本としている電源の場合、設備利用率と稼働率はほぼ一致することとなるが、石油火力発電のように需給状況に応じて出力を調整して運転する電源や、太陽光発電のように人為的に出力の調整が困難な電源の場合、設備利用率と稼働率は大きく乖離することとなる。よって、コスト等検証委員会報告書が電源ごとに異なる設備利用率を想定して試算したことは事理の当然であり、原告らの批判は的外れである。

第三に、原告らは、コスト等検証委員会報告書について、「事故リスク費用の算入不足、及び核燃料廃棄物処理などの環境外部費の算入不足である。」（原告ら第44準備書面14頁）、「バックエンド・コストや本来的な事故リスク費の算入を含めて試算すれば、原発の発電単価は大幅に跳ね上がる。」（原告ら第44準備書面15頁）と主張するが、同報告書においては、バックエンド費用（原子炉の廃炉、放射性廃棄物の処理、核燃料サイクル等に係る費用）や事故リスクへの対応費用につき、それぞれ複数のケースを示して試算が行われており（乙B17の37ないし40、41ないし47頁），原告らの主張は前提において失当である。この点、前記第2の3で述べたとおり、長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告（乙B84）においても、バックエンド費用や事故リスクへの対応費用につき、それぞれ複数のケースを示して試算が行われており（乙B84の49ないし80頁），火力発

電のみならず、他の発電方法に比べても原子力発電の経済性が確認されている（乙B84の12ないし14頁）。

さらに、原告らは、我が国において、電力自由化を控え、経済産業省から英國をモデルとした原子力発電の会計制度の見直しが提示されたとして、電力自由化と原子力発電の経済性とを結び付けて主張するが（原告ら第44準備書面17頁），経済産業省は英國に倣った制度の導入を具体的に提示したものではない上（平成26年11月12日の衆議院経済産業委員会における宮沢経済産業大臣（当時）の答弁），そもそも英國は原子力発電を今後も堅持することとしているのであるから（乙B100），英國の事例が我が国における原子力発電の経済性・必要性を何ら否定するものではなく、原告らの主張は理由がない。

第3章 原告ら第8準備書面、第11準備書面及び第45準備書面への反論

第1 原告らの主張

原告らは、第8準備書面において、福島第一原子力発電所事故以前の原子力発電所の運転差止訴訟においては、原子力発電所の安全性について、「社会通念上無視しうる危険の許容限度を想定することが可能かつ必要である」、「危険性を社会通念上無視しうる程度に小さななものに保つことを意味する」などと判示されているところ、「社会通念」は変遷するものであり、各種世論調査結果によれば、多くの国民が原子力発電廃止を支持し、廃止のためには節電を継続し、生活程度が低くなっても我慢し、電気料金値上げにも耐えると答えており、これが現状での「社会通念」であるから、裁判所はこ

のような「社会通念」を前提とした判断をすべきであると主張する。

そして、原告らは、第11準備書面において、福島第一原子力発電所事故以前の運転差止訴訟の裁判例や、原子炉設置許可処分取消訴訟の調査官解説には、原子力発電所の安全性について、「社会通念」、「社会観念」などという曖昧で不明確な概念を用いていることに問題があり、福島第一原子力発電所事故以後においては、「危険性を社会通念上無視しうる程度に小さなものに保つ」という曖昧不明確な概念を用いるべきではなく、「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」とすべきであると主張する。

さらに、原告らは、第45準備書面において、相対的安全性といった考え方を是認するものではないが、たとえ相対的安全性に基づいて判断するとしても、「社会通念」は変遷するものであり、各種世論調査結果は、福島第一原子力発電所事故を経験して変化したわが国の「社会通念」が反映されているから、裁判所はこうした「社会通念」を前提とした判断をしなければならないと主張する。

第2 被告の反論

1 原子力発電所の民事差止訴訟における「社会通念」

原告らも引用する、福島第一原子力発電所事故以前の原子力発電所の民事差止訴訟の裁判例においては、以下のとおり、「社会観念」又は「社会通念」という用語が用いられている。

まず、東北電力女川原子力発電所運転差止訴訟第一審判決（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁）は、「原子炉施設に求められる安全性が、原子炉施設から放出される放射性物質に起因する放射線による障害の発生の可能性の全く存在しないことを意味するものとし、いささかでも放射能による障害の発生の可能性の存するときには、当該原子炉施設はもはや安

全性があるといえず、その建設又は運転について人格権等に基づく差止請求が認められるべきであると解するときには、原子炉施設の建設及び運転はおよそ不可能ということにならざるを得ない。もしも、人間社会において存在する物質・機器・施設等、あるいは営まれる経済活動が、すべて、人間の生命・身体に対する侵害又は侵害の可能性が零でなければならないとするならば、原子力発電所のみならず、放射線を発生するエックス線撮影、テレビ、夜光時計等、あるいは、火力発電所、水力発電所、自動車、航空機など、放射線の問題と離れて考えてみても、現代社会における文明の利器はそのほとんどがその存在を否定されざるを得ない。このような結論が社会通念に反するものであることは論を俟たないところであり（略）原子炉施設に求められる安全性とは、原子炉施設が不可避的に一定の放射性物質を環境に放出することであること等を前提とした上で、その潜在的危険性を顕在化させないように、放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにあると解すべきである。そして、およそ人間の生命・身体の安全が最大限の尊重を要する重大な法益であることはいうまでもないが、原子炉施設の運転に伴い放出される放射性物質に起因する放射線による障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合には、原子炉施設の運転による生命・身体に対する侵害のおそれがあるとはいえないものとして、人格権等の違法な侵害に基づく差止請求は否定されるものと解すべきである。」（同18、19頁）と判示している。

また、志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決は、「この安全性は、前記のような原子力発電所の持つ危険性に鑑みれば厳しく審査す

る必要があるが、他方で、科学技術を利用した各種の機械、装置等については、絶対的に災害発生の危険がないという『絶対的安全性』は想定できないから、原子炉施設においても、放射線、放射性物質の環境への排出を完全に防止することを意味するということはできず、放射線、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さななものに保つことを意味すると解するのが相当である。」

（判決書 86 頁）と判示している（中国電力島根原子力発電所 1, 2 号機運転差止訴訟第一審判決（乙D13。平成22年5月31日松江地裁判決・公刊物未登載）52頁も同旨。）。

上記判示を要するに、原子力発電所の民事差止訴訟においては、人格権侵害の具体的危険性の有無を判断するに当たり、「絶対的な安全性」（最高裁判所判例解説民事篇平成4年度418頁参照）の考え方を排斥した上で、事業者が取り組む事故防止対策や安全性向上施策等により、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性が十分低く抑えられているか否かという、「相対的安全性」の考え方に基づき判断が行われてきたところであり（乙D14の26頁、乙D26の21頁）、かかる相対的安全性の考え方を説明する上で「社会通念」等の用語が用いられてきたものである。

すなわち、上記判示においては、相対的安全性の考え方を前提とした上で、「社会通念」等の用語を、災害発生の危険性が十分低く抑えられているか否かの判断において、「十分低い」か否かは「社会通念」に照らして判断する、という趣旨で用いていると解される。

よって、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、最新の科学的、

専門技術的知見に基づき極めて高度の安全性を要求する新規制基準が策定され、原子力発電所の運転（再開）に当たっては原子力規制委員会による厳格な新規制基準適合性審査を経る必要があることとなったこと、すなわち、上記判示のいう「社会通念」のレベルが格段に高まったともいえる事情を考慮してもなお、原子力発電所の民事差止訴訟においては、「絶対的な安全性」の考え方が採用されるのではなく、災害発生の危険性が十分低く抑えられているか否か（換言すれば、万が一にも福島第一原子力発電所事故のような事態を確実に防止できるような対策が講じられていると認められるか否か）という相対的安全性の考え方に基づく判断枠組み自体は、変わるものではない（乙D27の80、81頁）。

2 本件原子力発電所は福島第一原子力発電所事故を踏まえさらなる高度の安全性を確保していること

これまでの原子力発電所の民事差止訴訟の裁判例における「社会通念」等の用語については、前記1で述べたとおり、相対的安全性の考え方を前提とした上で、災害発生の危険性が十分低いか否かの判断を「社会通念」に照らして行うという趣旨で用いられていると解されるものであるところ、各裁判例においては、具体的には、原子炉等規制法に基づく審査及び審査に用いられた基準、放射線や原子炉の構造等に関する科学的・専門技術的知見等を総合的に判断し、災害発生の危険性が「社会通念上容認できる水準以下である」（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）かどうかが判断してきた。

そして、平成26年12月9日付け準備書面¹²⁾ないし平成27年2月26日付け準備書面¹⁴⁾で述べたとおり、現在、原子炉等規制法に基づく審査に用いられている新規制基準は、福島第一原子

力発電所事故を踏まえ、これを教訓として原子力規制委員会により策定されたものである。新規制基準は、重大事故等の発生を防止する対策に加え、万一重大事故等が発生した場合をも想定し、発電所外への放射性物質の大量放出を防止する対策を要求するものであり、これによりゼロ・リスクになる、すなわち災害が絶対に起こらないということはできないものの、「災害が万が一にも起こらないように」（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁。傍点は被告），極めて高度の安全性を要求するものである。すなわち、新規制基準は、福島第一原子力発電所事故後の原子力発電所の安全性に係る社会的 requirement の高度化に応えるため国によって策定されたものといえる。この点、新規制基準については、「民事訴訟においても、裁判所はそれを尊重する必要があると考えられる。」（乙D26の30頁）と指摘されている。

被告は、答弁書及び準備書面において、本件原子力発電所の安全性について、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出して主張立証した上で、準備書面⑫ないし準備書面⑭において、被告が本件原子力発電所において、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、防潮堤及び防潮壁の設置、電源の確保等を行うとともに、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、基準地震動の引き上げ（耐震バックチェック時の基準地震動600ガルに対し、新規制基準適合性審査申請においてあらたに策定した基準地震動Ss-1は1000ガル。準備書面⑫別紙19）、配管等の耐震裕度向上工事、免震構造の緊急時対策棟の設置等、一層の安全性向上対策を講じている（乙A73）ことを明らかにしており、これらの対策等により、本件原子力発電所が新規制基準の要求をも満たし、安全性が確保されることを明らかにしている。そして、被告は、原子力発電に

ついて、より一層の安全性等が厳しく求められている現状を真摯に受け止め、今後とも、本件原子力発電所の安全性向上に不断の努力を傾注する所存である。

3 「社会通念」に関する原告らの主張は理由がないこと

原告らは、第8準備書面や第45準備書面において、我が国のエネルギー政策等に関する各種世論調査結果等を列挙し、裁判所は福島第一原子力発電所事故後の「社会通念」を前提とした判断をすべきであると主張する。つまるところ、原告らの主張は、各種世論調査結果等がいわゆる「社会通念」であり、裁判所はこれを前提とした判断をすべきであるとするものと解される。

しかし、原告らの挙げる世論調査結果等は、我が国のエネルギー政策に対する意見や原子力発電所に対する不安感等をまとめたものに過ぎず、要件事実（民事差止訴訟では、放射性物質による原告の人格権侵害の具体的危険性、行政事件訴訟では原子炉等規制法43条の3の6第1項4号（平成24年改正前原子炉等規制法の24条1項4号に相当）に定める「核燃料物質（略）による災害の防止上支障がない」との要件への適合性判断の適法性）とは何らの関係もなく、そもそも司法がその当否を判断することのできない事実を述べているものであるから、原告らの主張は、前提において失当である。

なお、原告らは、世論調査の結果に基づき、国民は「新規制基準による安全審査を否定した福井地裁決定（被告注：関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分決定（福井地裁平成27年4月14日決定・甲D4））を支持している。」「福井地裁の決定こそが国民の認識に適うことが明らか」（原告ら第45準備書面15頁）であるなどと主張する。しかし、同決定及びこれとほぼ同

内容の関西電力大飯発電所3、4号機運転差止訴訟第一審判決（福井地裁平成26年5月21日判決。甲D1）には多数の事実誤認が存在すること（乙B48ないし51）、判断枠組みを誤るものであることは、いずれも準備書面⑬第3章で述べたとおりである。そして、かかる誤りは、同異議審決定（福井地裁平成27年12月24日決定・乙D27）により正されたところである。

また、原告らは、第11準備書面において、東北電力女川原子力発電所運転差止訴訟第一審判決等について、「『社会通念』『社会観念』などという曖昧で不明確な概念を用いている」（原告ら第11準備書面4頁）、「従来の裁判例が用いてきた『社会通念』『社会観念』という概念は曖昧不明確である点でそもそも用いられるべきではない」（同書面18頁）と批判する。しかし、そもそも、「社会通念」「社会観念」等の用語は極めて多くの裁判例において用いられているものであり、原告らの主張は独自の見解に過ぎない。この点、原告らは、「本件訴訟において、『原発の安全性』について論じるに当たっては、福島第一原発事故以後の我が国の社会通念、社会観念を大前提としなければならない。」（原告ら第8準備書面10頁）、「『社会通念』『社会観念』を前提にした判断を求められる裁判所においては、（略）現在の『社会通念』『社会観念』を前提とした判断をしなければならない。」（原告ら第45準備書面16頁）などとも主張しており、その論旨は一貫しない。

さらに、原告らのいう「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」（原告ら第11準備書面18頁他）なる概念が、つまるところゼロ・リスクであることの立証を被告に要求するものに過ぎず、本件訴訟の判断基準とされるべきでないこと

は、平成27年10月8日付け準備書面⁽¹⁷⁾第1章で述べたとおりである。

4 小括

以上に述べたとおり、原子力発電所の民事差止訴訟においては、相対的安全性の考え方を前提とした上で、「社会通念」という用語を、災害発生の危険性が十分低く抑えられているか否かの判断において用いているところ、本件原子力発電所は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、これを教訓として国が策定した新規制基準の要求をも満たし、高度の安全性が確保されている。そして、第8準備書面、第11準備書面及び第45準備書面における原告らの主張は、原子力発電所の民事差止訴訟における「社会通念」の理解を誤るものであり、独自の見解に過ぎず、何ら理由がない。

第4章 原告ら第31準備書面への反論

第1 原告らの主張

原告らは、原子力規制委員会の委員や外部専門家が原子力発電に関連する団体等から報酬を受けており、また、原子力規制委員会は政府の圧力に屈し九州電力川内原子力発電所の再稼働を認めたから、新規制基準適合性審査では本件原子力発電所の安全性は確保されないと主張する。

第2 被告の反論

原告らの主張はいずれも、原子力規制委員会の策定した新規制基準や同委員会における新規制基準適合性審査のいかなる点に問題があるのかを何ら具体的に主張立証するものでなく、また、被告が将来本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性を主張立証するものでもない。

よって、原告らの主張は、本件訴訟における主張として失当といふほかない。

なお、原告らが繰々述べる、田中^{さとる}・原子力規制委員への報酬等については、既に国会において十分に審議されている（乙B101の19、20頁）。また、原告らが主張する川内原子力発電所の新規制基準適合性審査に対する「圧力」なるものは被告の関知するところではないが、同発電所については、平成25年7月8日の原子炉設置変更許可申請から平成26年9月10日の同変更許可に至るまで、原子力規制委員会における十分な審議がなされたものである。

第5章 原告ら第32準備書面への反論

第1 原告らの主張

原告らは、田中俊一・原子力規制委員会委員長の発言によれば新規制基準に適合したからといって原子力発電所は安全ではなく、新規制基準は低いレベルの安全を考えるに過ぎないから、新規制基準適合性審査とは別個独立に司法の判断がなされるべきであると主張する。

第2 被告の反論

準備書面¹⁵14ないし16頁で述べたとおり、田中委員長は、新規制基準は「総合的に見て最も厳しい水準にある」（乙B43の20頁）、「十分に世界最高レベルの基準になっている」（乙B44の13頁）と言明しており、原告らの主張は同委員長の発言を曲解するものである（甲D3の132、133頁参照）。

原告らは、新規制基準に適合したとしても安全性は確保されないかのように主張するが、原告らが繰々主張する原子力発電所の地

盤・地震に係る安全性については、そもそも「原子力発電所の鉄筋コンクリート基礎盤の厚さはおよそ6メートル～7メートルであり、マイナーな破碎帶の動きに十分耐えられる強度を持つ。」(乙B102の234頁),「耐震設計段階では、様々な不確定要素に安全側の判断を加えて」いる(乙B67の189頁)とされており、IAEAも「福島第一原子力発電所で起きた事象は、地震による地盤振動に対して日本の原子力発電所が頑強であることを実証した。」(乙B62の本文47頁)としている。その上で、新規制基準は、基準地震動の策定方法の厳格化(プレート間地震及び海洋プレート内地震に関し世界で起きた大規模な地震を踏まえる等),火山や竜巻等様々な自然現象の考慮,重大事故等対策の規制要件化をはじめとする抜本的な安全対策の強化を盛り込んだものであり,この点,原告らが再三その発言を引用する纏纏一起・東京大学地震研究所教授は,新規制基準における地震動の想定は「最新の科学に照らせば合理的」としており(乙B103),また,奈良林直・北海道大学教授も「新規制基準は最新の知見に基づき、現時点で最善のものだろう。」としている(乙B104)。

よって、原告らの主張は前提において失当である。

第6章 本件原子力発電所の最新の状況等を踏まえた主張

準備書面¹⁵第1章等で述べたとおり,民事差止訴訟においては,原告らが差止めの要件につき主張立証責任を負うものの,被告はこれまで,答弁書,準備書面¹⁶ないし¹⁷等において,最新の科学的,専門技術的知見を踏まえ,本件原子力発電所の安全性について具体的に主張立証してきたところであり,また,原告らの主張に対し詳細に反論し,原告らの主張する「本件原子力発電所の運転による人

格権侵害の具体的危険性」に何ら理由がないことを明らかにしてきたところである。

その上で、被告は、本件原子力発電所の最新の状況と本件訴訟との関係を以下に述べる。

第1 本件原子力発電所の最新の状況

1 安全性向上工事計画の変更

準備書面⑪ないし⑭で述べたとおり、被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全強化策については、平成25年9月までに概ね完了しており、これにより、同事故のような事故が本件原子力発電所において発生することはない。

そして、準備書面⑭48頁で述べたとおり、被告は、新規制基準適合性審査が先行する他社の審査状況等も踏まえ、現在、より一層の安全性向上を図る観点から安全性向上施策の工事内容の充実を図り、平成25年6月より現地工事を開始しており、例えば、耐震安全性向上工事については、新規制基準適合性審査申請においてあらたに策定した基準地震動Ss（準備書面⑫52ないし54頁参照）に対し十分に余裕をもって安全性を確保するものとして、現在、原子炉建屋屋根トラス、原子炉建屋クレーン、燃料取替機及び排気筒の工事を完了している（乙A73の3、4頁）。

加えて、平成27年11月26日に公表したとおり、主に東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機（後記2で述べるとおり、BWR（ABWR）のうち、先行して集中的に審査を受けている。）等の審査状況を踏まえ、さらに火災防護対策等の充実及び関連する耐震対策の工事内容を一部変更し、これまで平成27年度末としていた工事完了時期（準備書面⑭48頁）を1年程度延長し、平成28年度内に変更することとした（乙A74）。なお、

かかる工事には、安全性に係る被告の自主的対策工事に加え、新規制基準に適合するための対策工事が含まれる。

2 原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の状況

原子力規制委員会は、敷地内破碎帯に関する有識者会合と新規制基準適合性審査との関連について、平成26年12月3日開催の平成26年度第43回原子力規制委員会において、「既に新基準適合性審査の申請がなされているサイトについては、有識者会合での評価について一定の方向性が出た段階で、原子力規制委員会の議論を経て審査を開始する。」（乙A57の2頁）としている。

本件原子力発電所の敷地内破碎帯（敷地内シーム）に関する有識者会合（以下「本件有識者会合」という。）については、平成27年11月20日にピア・レビュー会合が開催されて「評価書案」が審議されたところであり、これを踏まえ、今後、「評価書」が原子力規制委員会に提出される予定である。そして、本件有識者会合の「評価書」が原子力規制委員会に提出されれば、同委員会による本件原子力発電所の新規制基準適合性審査において、既に行われているBWR（ABWR）共通の事項に関する審査に加えて、本件敷地内シームの活動性の評価や被告があらたに策定した基準地震動の妥当性、事故防止対策等、本件原子力発電所固有の事項に関する審査が本格化するものと思料される。

この点、本件原子力発電所に先立って敷地内破碎帯の有識者会合による「評価書」が既に取りまとめられている原子力発電所のうち、東北電力東通原子力発電所及び関西電力美浜発電所については、原子力規制委員会の審査会合において、現在、敷地内破碎帯の活動性が審査の対象とされており、また、日本原子力発電敦賀発電所については、平成27年11月5日付けで同発電所2号

機の新規制基準適合性審査申請がなされたところ、同月 19 日の原子力規制委員会の審査会合において、今後の審査の進め方として、重大事故対策等のプラント関係の審査は当面保留し、まずは、敷地内破碎帯の活動性等を先行して審査を進めるとされたところであり、いずれも、審査会合において原子力規制委員会による敷地内破碎帯に係る判断がされることとなっており、本件原子力発電所も同様の取り扱いがなされると思料される（いずれにせよ、準備書面¹⁶第 1 でも述べたとおり、敷地内破碎帯を含め、原子力規制委員会の判断は原子炉等規制法に基づく新規制基準への適合性審査において行われるのであり、原子力規制委員会設置法や原子炉等規制法に基づく法的根拠を有さない有識者会合で行われるものではない。）。

なお、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査については、本件 2 号機より先に新規制基準適合性審査の申請がなされた発電所が 12 箇所あるところ、審査は極めて厳格かつ慎重に実施されており、これまでに新規制基準に基づく原子炉設置変更許可が行われた発電所は平成 27 年 12 月末日現在において 3 箇所に留まっており（別紙参照）、さらに、当該 3 箇所の発電所（九州電力川内原子力発電所、関西電力高浜発電所及び四国電力伊方発電所）はいずれも PWR であって、PWR と構造が大きく異なる BWR（又は ABWR）について、新規制基準に基づく原子炉設置変更許可が行われた例は未だない。しかしながら、BWR のうち、本件 2 号機と同じ ABWR である東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機について、「規制委の更田豊志委員は同日の審査会合で、『柏崎刈羽 6、7 号機に当面集中してプラント関係の議論を進める』と述べた。」（乙 B 105），「東電柏崎刈羽 6・7 号、

震源特定 S s 確定へ『ヤマ場』越す」(乙B106)とされるなど、先行して集中的に審査が進められており、BWRあるいはABWRの審査における具体的な要求事項が明らかにされつつあるところである。

今後、被告は、原子力規制委員会による本件原子力発電所の新規制基準適合性審査において、あらためて、本件敷地内シームが将来活動する可能性のある断層等ではないことを明らかにする所存であり、本件訴訟においても、上記審査の状況を踏まえ、必要に応じ、本件敷地内シームに関する補充の主張を行う予定である。

3 小括

準備書面⑫6頁、準備書面⑮8、9頁で述べたとおり、被告は、現在停止中の本件原子力発電所について、安全性向上工事を完了し、新規制基準に適合していることの確認を得た上で運転を再開する予定としており、できる限り早期の運転再開を目指しているところである。そして、本件有識者会合の評価書が原子力規制委員会に提出されれば、原子力規制委員会による本件原子力発電所の新規制基準適合性審査において、まずは、本件敷地内シームの活動性の判断がなされるものと思料される。

しかしながら、前記1及び2で述べたとおり、本件原子力発電所において新規制基準適合に必要となる安全性向上工事の完了時期を延長したことに加え、今後、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が本格化するとしても、その審査全体の完了までには、なお相当の期間を要するものと思料される。

よって、現在、本件原子力発電所の運転再開の具体的な見通しはたっておらず、現時点においては、本件原子力発電所の運転が差し迫っている状況はない。

第2 本件原子力発電所の状況と本件訴訟との関係

答弁書45、46頁で述べたとおり、人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、「これを認容するには、原告側に他方当事者の自由を制約するに足るだけの客観的かつ明確な法的根拠が必要である。」（乙D28：原田尚彦『環境権と裁判』10頁）と指摘されるところであり、差止請求が認められるためには、一般的には、①人格権侵害による被害の危険性が切迫し、②その侵害による回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、③その損害が相手方（侵害者）の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、④他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であることを要すると解するのが相当である（大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号25頁）。

そして、上記要件のうち、①の人格権侵害による被害の危険性の切迫性の要件は、他の②ないし④の前提となるものであるから、まずは①の要件を満たすか否かが慎重に判断される必要がある。とりわけ、本件訴訟のように、侵害行為が現実化していない妨害予防請求においては、侵害発生が確実に予測されることが必要である（乙D29：東京高裁平成2年6月27日判決・判例時報1369号98頁参照）。

この点、準備書面(9)、準備書面(11)等で述べたとおり、原子力発電所の運転差止訴訟において、①の被害の切迫性の要件を判断するに当たっては、当該原子力発電所における安全対策の内容を前提とした上で（乙D30の4頁、乙D31の4頁）、かかる対策の内容につき、科学的、専門技術的知見を踏まえ、客観的、合理的な事実認定が行われることが不可欠であるところ、高度の科学的、専門技術

的知見を要する原子力発電所の安全性確保のため、原子力規制委員会設置法、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会が新規制基準を制定し、新規制基準に基づき当該原子力発電所の安全対策につき判断することとされていることからすれば、新規制基準適合性審査の内容が民事差止訴訟においても極めて重要な判断要素であることは明らかである（乙D10の27頁、乙D11の8頁、乙D26の30頁、乙D27の80頁、乙D32の7、8頁）。

なお、原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断を踏まえることなく行われた、関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分決定（福井地裁平成27年4月14日決定・甲D4）は、同異議審決定（福井地裁平成27年12月24日決定・乙D27）によりその誤りが正され、同委員会による新規制基準適合性審査の内容を踏まえた判断が行われている。

よって、本件訴訟においても、将来、被告が本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性の有無を適正に審理判断する上では、前記第1で述べたとおり、今後予定されている、本件敷地内シームの活動性の判断を含む本件原子力発電所の原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の内容を、その判断の基礎事実とすべきである。

なお、上記の④差止めが唯一最終の手段であることの要件に関連し、平成16年の行政事件訴訟法改正により、いわゆる非申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項1号、37条の2）が法定化されたこと、平成24年改正後の原子炉等規制法43条の3の23においてバックフィット制度が法定化されたことから、原子炉等規制法に基づき使用停止命令等を発出するよう求める義務付け訴訟を提起することができることとなったところであり、この点、「『最後

の砦』として、民事の差止訴訟が認められるべき」とする主張の「前提はその重要な部分が失われたとみるべきであり、今後は、この点を意識して、民事差止訴訟の役割を見直すことが要請されよう。」とも指摘されているところである（乙D26の22頁）。

また、前記第1で述べたとおり、現時点においては、本件原子力発電所の運転が差し迫っている状況にないのであるから、かかる現状において、原告らが、本件訴訟について本件原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る原子力規制委員会の判断（前記第1の2で述べたとおり、本件敷地内シームの評価についても、同委員会の審査で判断されるものであり、有識者会合の評価は同委員会の判断ではない。）を待つことなく早期の審理・判断を求めるのであれば、原告らの運転差止請求は、上記の①被害の危険性の切迫性の要件を欠くことが明らかである。すなわち、本件請求が将来の人格権侵害に対する予防の請求である以上、かかる侵害の発生が確実に予測されることが必要であるところ（乙D29の101頁），本件原子力発電所の運転が差し迫っている状況にない現時点では、そもそも予防の必要性を欠くというべきである。そして、この点に係る近時の原子力発電所運転差止訴訟の裁判例における差止めの要件の判断（乙D30，乙D31）に従えば、原告らの請求棄却の判断がなされることになる。

被告は、今後、本件訴訟において、適時、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況を明らかにするとともに、同審査等により安全性に係る新たな知見が得られた場合には、必要に応じ、補充の主張を行う予定である。

以上

別 紙

新規制基準適合性審査の状況（平成27年12月末日現在）

申請者	対象発電所（炉型）	申請日	審査状況
北海道 電 力	泊発電所1, 2号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
北海道 電 力	泊発電所3号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
関 西 電 力	大飯発電所3, 4号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
関 西 電 力	高浜発電所3, 4号機 (PWR)	平成25年 7月8日	平成27年2月12日, 原子炉設置変更許可 使用前検査中
四 国 電 力	伊方発電所3号機 (PWR)	平成25年 7月8日	平成27年7月15日, 原子炉設置変更許可 工事計画変更認可申請等に つき審査中
九 州 電 力	川内原子力発電所 1, 2号機(PWR)	平成25年 7月8日	平成26年9月10日, 原子炉設置変更許可 平成27年8月11日, 1号機原子炉起動 平成27年10月15日, 2号機原子炉起動
九 州 電 力	玄海原子力発電所 3, 4号機(PWR)	平成25年 7月12日	審査中

申請者	対象発電所（炉型）	申請日	審査状況
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7号機(A BWR)	平成25年 9月27日	審査中
中国電力	島根原子力発電所 2号機(BWR)	平成25年 12月25日	審査中
東北電力	女川原子力発電所 2号機(BWR)	平成25年 12月27日	審査中
中部電力	浜岡原子力発電所 4号機(BWR)	平成26年 2月14日	審査中
日本原子力発電	東海第二発電所 (BWR)	平成26年 5月20日	審査中
東北電力	東通原子力発電所 1号機(BWR)	平成26年 6月10日	審査中
北陸電力	志賀原子力発電所 2号機(A BWR)	平成26年 8月12日	審査中
電源開発	大間原子力発電所 (A BWR)	平成26年 12月16日	審査中
関西電力	美浜発電所3号機 (PWR)	平成27年 3月17日	審査中
関西電力	高浜発電所1, 2号機 (PWR)	平成27年 3月17日	審査中
中部電力	浜岡原子力発電所 3号機(BWR)	平成27年 6月16日	審査中

申請者	対象発電所（炉型）	申請日	審査状況
日本 原子力 発電	敦賀発電所 2号機 (PWR)	平成27年 11月5日	審査中